

意見書

県では、令和2年7月豪雨による災害関連等工事や防災・減災、国土強靱化のための5ヶ年加速化対策に係る工事など、急増した多くの工事を発注されており、また、一日も早い復旧・復興を図るため、入札制度の見直しについても臨機応変に取り組まれているところである。今後も引き続き、公共工事の入札契約の透明性の確保、公正な競争の促進、公共工事の適正な施工及び品質の確保を図るため、次に掲げる事項を意見として具申する。

1 競争性の確保について

複数の応札があったものの、記入ミスや同一落札不可条件、最低制限価格未滿等により有効な入札者が1者となる場合、十分な競争性が確保できていないのではないかと懸念されている。

また、再度の入札により1者入札可とする案件において、結果として1者入札となり十分な競争性が確保されず、落札率が高止まりとなった事例があることから、更なる競争性の確保について検討いただきたい。

2 予定価格の設定について

予定価格の算定に用いる積算単価については、市場価格に応じて毎月更新されているが、最近の急激な物価上昇により、市場価格の調査結果が予定価格に反映されるまでのタイムラグが発生している。

引き続き、予定価格の適正な設定について検討いただきたい。

3 指名停止措置について

指名停止期間については、国の運用基準に準拠し取り扱われているが、更なる反省を促すような取扱いも必要ではないかと懸念されている。一方で、労働者の高齢化を踏まえた配慮も必要と考える。

指名停止措置の県独自の運用について検討いただきたい。

4 施工計画の評価について

総合評価落札方式（基本型）における施工計画の評価について、現在は評価した項目数に応じて配点を決めているため、すべての項目が評価された場合など、評価に差がつかない事例が見受けられる。そのため、技術力による優劣が生じるような課題設定や、同じ項目の中で明らかに優劣が認められる場合には配点に差を設けるなど、公共工事においてより高い品質を確保するために、評価方法の工夫について検討いただきたい。

令和6年3月7日

熊本県入札監視委員会

委員長 辻本 剛三

委員 天本 徳浩

下田 典子

谷本 たまみ

原島 良成

熊本県知事 蒲島 郁夫 様